

令和2年度税制改正に伴う発電事業等及び小売電気事業等に係る法人事業税の税率の改正について

令和2年度税制改正において地方税法が改正され、電気供給業のうち、発電事業等及び小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しが行われました。資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除きます。）にあつては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、それ以外の法人にあつては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとし、標準税率が改正されました。

東京都は、地方税法の改正を踏まえ、発電事業等及び小売電気事業等に係る税率を下記のとおり改正しました。改正後の税率は、令和2年4月1日以後開始する事業年度に適用されます。本改正を盛り込んだ「東京都都税条例の一部を改正する条例（令和2年東京都条例第52号）」を令和2年3月31日に公布しました。

【法人事業税の税率の改正】

令和2年4月1日以後開始する事業年度に適用

事業の区分	法人の種類	事業税の区分	税率(%)	
			令和2年4月1日以後に開始する事業年度	
			不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率
発電事業等 及び小売電気事業等	資本金の額(又は出資金の額)が 1億円を超える普通法人(特定目 的会社、投資法人、一般社団・一 般財団法人は除く。)	収入割	(0.75)	0.8025
		付加価値割	—	0.3885
		資本割	—	0.1575
	上記以外の法人	収入割	0.75	0.8025
		所得割	1.85	1.9425

※ () 内の標準税率は、東京都での適用はありませんが、特別法人事業税の基準法人収入割額の計算に用います。

※不均一課税については、資本金1億円以下で、年収入金額が2億円以下又は年所得額が2,500万円以下の場合に適用されます。収入割については課税標準となる年収入金額、所得割については課税標準となる年所得額により、それぞれ判定します。